

少年事件の報道にたいする規制の緩和

—続・少年法改正問題を考える—

白井 諭

一 はじめに

伝統的に少年法の下、家庭裁判所の審判に付された少年又は少年のとき犯した罪により公訴を提起された者は、「氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真を新聞紙その他の出版物に掲載」すること「以下、「推知報道」」を禁止している（六十一条）。しかし、二〇一二年四月より施行されるに至っている「少年法等の一部を改正する法律」（令和三年法律第四七号）では、一八歳又は一九歳の者「以下、「特定少年」」が犯罪行為を実行して、検察官により正式起訴された事件は、少年法六十一条の規定を適用しないとして、実名報道などの推知報道ができる余地を広げている（六八条）。

「推知報道」の緩和は、公職選挙法で定める選挙権

者の範囲や民法で定める成年年齢などを「二〇歳以上」から「一八歳以上」に引き下げたことを契機として議論されるようになったものであり、結果的に少年法の適用年齢は従来どおり「二〇歳未満」となったとはいえる、他の法律のうえで成人として扱われるようになつた一八歳又は一九歳の者を今までのように「子ども」として扱うことには疑問が生じたことから、一八歳又は一九歳の者を「特定少年」として、伝統的に少年法で講じられてきた「特別の措置」の対象から外すことにしている。この点については、「選挙権が付与されることになった、あるいは民法上『成年』とされた一八歳、一九歳の者について、とりわけ一般国民からみて重大な事件を犯した場合に、刑事処分となる範囲が一七歳以下の者と全く同じということでは、恐らく被害者を含む一般国民の理解や納得を得ることは困難であ

ろう」と指摘されている。

だが、自分の行った行為にたいして責任を取ることが重要であるとしても、推知報道が幅広くなされることによって本人が犯罪行為にたいして責任を感じるようになるのか、疑問の余地がある。少年法改正をめぐる議論でも、他の法律で「八歳以上の者が「成人」として扱われるようになったからといって可塑性が失われたわけではなく、従来の少年法制と同様に、保護・教育に向けた措置を講じる必要があるケースも少なくないことが認識されている。そのようななか、「特定少年」の推知報道が解禁されることによつて、却つて本人の立ち直りが阻害されてしまうのではないか、危惧を禁じ得ないのである。以下では、少年法で推知報道が禁止される趣旨を確認しながら、「特定少年」による事件について推知報道の規制の緩和を主張する言説を批判的に見直していくことにしたい。²⁰

二 推知報道の緩和と「特定少年」の権利

- (1) 少年法六一条で少年事件の推知報道を規制する意義として、一般的に、非行少年の名譽・プライバシーを保護することが挙げられている。すなわち、成人事件で実名報道をすることが（人格権として認められている）名譽権・プライバシー権を侵害するものであり、少年事件での実名報道も成人事件と同様に名譽権・プライバシー権を侵害するものと考えられているのである。²¹

1 法制審議会少年法・刑法法（少年年齢・犯罪者待遇関係）部会第一六回会議議事録（二〇二〇年七月一日）二頁「酒巻匡発言」。

2 さしあたり、本件に関係ありと思料する拙稿として、白

井諭「登校自肃要請と成長発達権」本誌二六六号一五頁以下（二〇二〇年）、同「子どもの家庭教育を『応援』する」ということ——岡山県家庭教育応援条例草案の批判的検討——」本誌二七二号三頁以下（二〇二一年）、同「少年法改正問題を考える——八歳・一九歳の少年にたいする刑事処分の拡大——」本誌二七三号八頁以下（二〇二一年）参照。なお、前稿「少年法の理念に従つて批判的に検討したい」と考えていたが、紙幅の都合上、推知報道の緩和の論拠となつてゐる言説の批判的検討は本稿で改めて取り上げることにする。

しかし、少年法における推知報道の禁止は、単に名譽・プライバシーを保護するだけにとどまらず、少年の保護・更生を図り、社会復帰を助けることによって再犯を防止し、ひいては社会の利益を実現しようとうねらいをもつとも理解されている⁴。実際に、新潮45事件では、大阪地方裁判所が「推知報道を禁止することにより、非行を犯したとされる少年について、氏名、年齢、職業、住所、容ぼう等がみだりに公表されない」という法的保護に値する利益を保護するとともに、公共の福祉や社会正義の観点から、少年の有する利益の保護や少年の更生につき優越的な地位を与える強い保護を与えようとする」⁵とし、大阪高等裁判所も「将来性のある少年の名譽・プライバシーを保護し、将来の改善更生を阻害しないようとの配慮に基づくものであるとともに、記事等の掲載を禁止することが再犯を予防する上からも効果的であるという見地から、公共の福祉や社会正義を守ろうとするもの」⁶と理解しているのである。

とりわけ近年、あらゆる子どもには「いままさに成長発達の途上の段階にある人格がそのままで認められ、将来成人して完全な自己決定主体となることが援

助・保障される少年固有の権利」⁷として「成長発達権」が保障されているという認識が広まりつつある。未だ発達途上で、適切な支援を提供されれば飛躍的に成長発達を遂げる潜在能力を秘めた存在にありながら、自らの力だけで人格を完成することが困難な未成熟な存在である子どもと大人を同じように扱つてしまふと、却つて「個人として尊重」しないことにつながつてしまふことから、子どもを実質的に「個人として尊重する」ためには、大人一般から成長発達のための適切な支援の提供を受けることが保障されなければならない⁸。そのような状況の下、成長発達権は「少年の成長発達を妨害・阻止する干渉を排除する自由権と、成長発達を促進・援助を求める社会権とから成る総合的な権利」⁹、あるいは「子どもの人間としての権利の尊重」という要請から、子どものいまとある自律的人格の尊重のうえに、その全面的人格発達を保障すること」¹⁰として「子どもの諸権利の基幹となる最も重要な権利」¹¹と位置づけられているのである¹²。

少年事件の報道についても、名古屋高等裁判所は長良川等リンチ殺人事件損害賠償訴訟控訴審判決で「報道の規制により、成長発達過程にあり、健全に成長す

るためにより配慮した取扱いを受けるという基本的人権を保護し、併せて、少年の名誉権、プライバシーの権利の保護を図っているものと解するのが相当である」¹³としている。また、子どもの権利条約四〇条一項が「締約国は、刑法を犯したと申し立てられ、訴追され又は認定されたすべての児童が：社会に復帰し及び社会において建設的な役割を担うことがなるべく促進されることを配慮した方法により取り扱われる権利を認めること」とし、同条二項(b)（vii）が「刑法を犯したと申し立てられ又は訴追されたすべての児童」は「手続のすべての段階において当該児童の私生活が十分に尊重されること」を保障されるものとしていることに着目して、「社会復帰の促進を考慮した取り扱いを受ける権利」のなかには「推知報道をされない権利」が含まれているとする見解も主張されているのである。¹⁴

(2) もつとも他方、「特定少年」による事件の推知報道の緩和を提言する言説の論拠として、民法等で「成人」として扱われるからには、成人と同様に犯罪行為にたいする責任を負うべきだという考え方を挙げることができる。

だが、人間固有の権利である自己発達権は受刑者で

も保障されるべきものであり、むしろ受刑者は人間的成長を成し遂げることが期待されている。¹⁵ 実際、一般社会で違法的な生活を送るための援助を求める内容とする「社会復帰権」について、自由権規約〇条は被拘禁者にたいする人間固有の尊厳の尊重を保障し、同条三項は「行刑の制度は、被拘禁者の矯正及び社会復帰を基本的な目標とした処遇を含む」として、拘禁刑を受けていた者に社会復帰の権利を保障している。わが国の国内法では、憲法一二条の幸福追求権や同二五条の生存権などに基づいて受刑者には社会復帰の権利を有すると解されているほか¹⁶、刑事収容施設及び被収容者の処遇に関する法律が「受刑者の処遇は、その者の年齢、資質及び環境に応じ、その自覚に訴え、改善更生の意欲の喚起及び社会生活に適応する能力の育成を図ることを旨として行うものとする」(三〇条)として、受刑者の社会復帰のために配慮する義務を国家権力に課しているのである。

まして、一八歳や一九歳の若者には成人と比べてまだまだ成長発達の余地が残されており、それだけ自己発達権を保障する必要が存在している。実際、近年の脳科学・神経科学の研究では、人間の頭脳は比較的高

い年齢に達するまで成熟しつづけるものであり、①ヒトの脳のなかでも、衝動的な行動を抑えるために必要な前頭前野の成熟は二〇代後半まで進行すること、②前頭前野が未熟な一〇代の少年たちは危険な行動に走りがちだが、一方で彼らの環境が適切に整えられれば、それに素早く適応することがじゅうぶんに可能な「脳の可塑性」も期待できる」と、③逆に、物理的状況に由来する過度のストレスは脳の健全な発達を阻害しうることが指摘されているのである。¹⁷

(3) さらに、少年事件の報道を少年法六一条によって規制することにたいしては、憲法二一条で保障している表現の自由との関係で批判されている。たとえば、「問題が一方での少年の権利と、他方での報道の自由や情報公開にかかわるとすれば、優越的地位を保障されねば、べき表現の自由の価値を踏まえた適切な調整が、規制の程度や手法などに即して、探求されなければならないはずであるが、そのような表現の自由にふさわしい的確な試みが探られてきたようにも考えられない」¹⁸とか、「たしかに、少年のプライバシーを保護し、少年の更生を促進するという少年法の目的は正当であり、十分尊重に値する利益である。しかし、いか

に尊重に値する利益だからといって、表現報道の自由を制約してかまわないとはいえない。本来、氏名の報道など表現報道の内容に基づき表現報道を制約する場合には、やむにやまれないほど重要な政府利益を達成するため必要不可欠な手段でなければ許されないとすべきである」¹⁹という主張もみられている。

しかし他方では、少年事件の報道の規制を緩和することによって、行為者の改善更生・社会復帰が妨げられることも看過してはならない。アメリカ合衆国では、一九六〇年代の終わりごろに犯罪率の急激な増加が社会問題と化すようになると、「社会復帰」を志向してきた政策が犯罪者を寛容に扱いすぎるものであり、犯罪の防止にまったく貢献していないという批判が現れるようになつてている。そこで、一九七〇年代半ば以降には、犯罪者の改善更生よりも手続の公正を重視する理念（公正モデル）の下で、『応報』と『抑止』に力点を置く政策が採られるようになり、「法と秩序」の確立を強調する風潮の下で厳罰化と施設収容の増加がみられるようになる。しかし、一九九〇年代になると、有罪の宣告を受けた犯罪者が刑を受け終わった後でも社会的にさまざまな不利益を蒙っていることが問

題視されるようになり、犯罪の前科を理由とする公民権や資格の制限あるいは剥奪という「有罪の付隨的効果」によって、本人の社会復帰は阻まれ、ひいては再犯のリスクが高まっていることから、「有罪の付隨的効果」の在り方を見直す動きが生じるようになつてゐるところである。²⁰

犯罪報道について、「少年の本人特定報道は、少年に否定的な社会的烙印を刻み込むこととなつて、少年に対する社会的排斥をもたらすと同時に、少年自身にも否定的な自己観念を植え付けることにつながる」²¹などと指摘されている。本人が一般社会に受け入れられなかつた結果として反社会的勢力とつながつたり、自死を選択したりすることで改善更生・社会復帰や謝罪・賠償がもたらされるか、疑問であるといわざるを得ないのである。

- 3 平川宗信「少年推知報道と少年の権利」廣瀬健二・多田辰也（編）『田宮裕博士追悼論集 上巻』五一二頁（信山社、二〇〇一年）。
- 4 白取祐司「少年事件の報道と少年法」法律時報七〇巻八号三三頁（一九九八年）。

- 5 大阪地裁平成二年六月九日判決・判例時報一六七九号五四頁。
- 6 大阪高裁平成二年一二月二九日判決・判例時報一七一〇号一二一頁。
- 7 山口直也「関係的権利としての子どもの成長発達権」福田雅章先生古稀祝賀論文集『刑事法における人権の諸相』一七〇頁（成文堂、二〇一〇年）。
- 8 本庄武「成長発達権の内実と少年法」一条における推知報道規制の射程』一橋法学一〇巻三号八五〇頁（二〇一一年）。
- 9 福田雅章『日本の社会文化構造と人権』四六三頁（明石書店、二〇〇二年）。
- 10 葛野尋之『少年司法の再構築』六九頁（日本評論社、二〇〇三年）。
- 11 服部朗「成長発達権の生成」愛知学院大学論叢法学研究四四巻一・二号一九八頁（二〇〇二年）。
- 12 成長発達権の定義について、本庄・前掲注8・一〇四頁以下参照。
- 13 名古屋高裁平成二六年五月一二日判決・判例時報一八七〇号一九頁。
- 14 平川・前掲注3・五一三頁。

土井政和「社会的援助としての行刑（序説）」法政研究〔九

州大学〕五一巻一号二七頁以下（一九八四年）参照。

平川・前掲注3・五一三頁参照。

れる。

だが、少年法をめぐる議論では、むしろ同種の犯行・

非行に至ることを食い止めるためにこそ犯行内容の具

体的な公表は制限されるべきであると考えられている²²。

山口直也「少年法適用引下げと民法の成年年齢——脳科学の観点から見た少年の成熟度と少年保護年齢設定の意義——」葛野尋之・武内謙治・本庄武（編著）『少年法適用年齢引下げ・総批判』四五頁以下（現代人文社、二〇二〇年）ほか参照。

田島泰彦「少年事件と表現の自由」田島泰彦・新倉修（編）『少年事件報道と法』九頁（日本評論社、一九九九年）。

松井茂記「少年事件と報道の自由」民商法雑誌一二〇巻二号二頁（一九九九年）。

白井諭「刑事司法における犯罪者等の『忘れられる利益』——『有罪の付隨的効果』と前科等を抹消する制度——」

岡山商大論叢五六巻一号（二〇一〇年）参照。

葛野・前掲注10・五四一頁。

三 推知報道の緩和と犯罪・非行の予防効果

その他、一連の少年法改正では、加害者となつた少年にたいして厳正な制裁を科すことが犯罪の抑止につながるという信念が背景に潜んでいるように見受けら

れる。 もつとも、現行少年法で禁止されている報道は「氏名、年齢、職業、住居、容ぼう等によりその者が当該事件の本人であることを推知することができるような記事又は写真」に限られており、大正少年法の説明が当ではまるか、議論の余地があり得る。また、同種犯罪・非行の防止という点からいえば、少年の同一性よりも犯行の手口・対応についての報道を制約すべきことになるのではないかとも指摘されている²⁵。しかし、

少なくとも副次的な考慮として²⁶、少年の模倣性に基づく非行の伝播の防止の観点からも少年事件の報道の在り方を検討する必要性は否定されるべきではない。そもそも、少年の同一性にかかる事柄であったとしても、一般の少年が当該行為を実行した者を「神」扱いして同種の犯罪・非行を模倣する可能性がまったくないわけではなかろう。

22 森田宗一「少年審判手続における秘密性——とくに氏名等の記事掲載禁止について——」ジユリスト一六五号三〇頁（一九五八年）、田宮裕二・廣瀬健二（編）『注釈少年法（第四版）』五二二一頁（有斐閣、二〇一七年）参照。

23 司法研修所（編）『少年法概説（三訂版）』一六九頁（法曹会、一九六九年）。なお、白取・前掲注4・三三二頁ほか参照。

24 白取・前掲注4・三三三頁参照。

25 白取・前掲注4・三三三頁。

26 丸山雅夫『少年法の理論と実務』三九〇頁（日本評論社、二〇二一年）。ほか参照。

四 むすびにかえて

少年法は少年事件の推知報道を規制することで、非

行少年の成長発達や改善更生・社会復帰のほか、一般社会における同種犯罪・非行の防止をも図ろうとする一方で、当該規定の違反に対する罰則規定を設けていない。これは、現行憲法二一条一項で明示的に言論・出版等の自由を保障していることから、国家権力による強制ではなく、報道機関の自主規制にゆだねているのである。この点については、今後も対象者の成長発達や改善更生・社会復帰の妨げとならないよう、報道関係者の職業倫理や良識を發揮することが求められているといえる。

また、必要となる情報源が検察官に委ねられていることからは、検察官による情報提供の在り方も問題となつてくる。検察官が公判審理を通じて被告人の有罪を立証しておきながら、他方では——たとえ真犯人であつたとしても——被告人の改善更生・社会復帰を妨げる言動や情報提供をしてしまうことで、社会秩序の維持・実現という検察の目的は阻害されてしまうであろう。そこで、検察官には少年事件にかかる情報の選別・提供に当たつて特段の配慮が必要となるといえるのである。

そして、一般市民の側でも、情報の受け手・送り手

としていかなる姿勢で情報を取り扱うかを考える必要がある。推知報道の禁止について、「加害者は守られているけれども被害者は守られていない」という言説の裏では、現在に至るまで一般市民の知る権利・興味関心をみたす報道が展開されるなかで被害者等へのバッシングが展開されたケースもあることを重く受け止めるべきである。もともと、少年法は未成年者にたいする寛容の原理と事件処理手続の弾力性に基づいてつくられており、いままで非行少年の推知報道が差し控えられていたことも「寛容の原理の所産」であるともいわれている²⁷。これから少年司法が健全なものになるか否かは、われわれ一般市民がどれだけ「寛容」になり得るかにかかっているといえよう。

²⁷ 松尾浩也「少年非行の現状と少年法制の課題」ジユリス
ト九六〇号一五頁（一九九〇年）。

* しらい さとし 岡山商科大学教授